

定期監査報告書

監査の結果 ー 青市監報告第248号

第1 準拠基準

青森市監査基準

第2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

第3 監査の対象、日程及び実施場所

次表に掲げる日程において、各部局に属する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として監査を実施した。

日 程	対 象 部 局		実 施 場 所
	部 等	課 等	
令和4年8月17日から 同年10月31日まで	教育委員会事務局	総務課 文化学習活動推進課 中央市民センター 文化遺産課 市民図書館課 学校給食課 指導教育課 浪岡教育課	・監査委員事務局 ・監査対象部局執務室 ・監査委員室
令和4年9月6日から 同年10月24日まで	税 務 部	納税支援課 市民税課 資産税課 国保医療年金課	・監査委員事務局 ・監査委員室
令和4年10月3日から 同年10月31日まで	交 通 部	管 理 課 営 業 所	・交通部庁舎 ・監査委員室
令和4年10月5日から 同年10月31日まで	会 計 機 関	会 計 課 審 査 課	・監査委員事務局 ・監査委員室

第4 監査の着眼点

- 1 現金取扱事務は適正に行われているか
- 2 金券等（切手・バスカード等）の使用及び保管管理は適正に行われているか
- 3 補助金、負担金等において、違法・不当な支出又は不適切な支出はないか
- 4 契約事務（契約方法、契約手続等）は適正に行われているか
- 5 備品の管理は適正に行われているか
- 6 公の施設の指定管理者に係る事務が適正に行われているか
- 7 滞納整理事務は適正に行われているか

第5 監査の主な実施内容

監査委員事務局の職員による予備監査（試査による書類の閲覧・証憑突合・帳簿突合などを行う書類監査又は実地において実査・立会などを行う実地監査）を実施した後、監査委員が事情聴取及び質問を行う委員監査を実施した。

第6 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、次の指摘事項を除き、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められる。

指摘事項については、速やかに適切な措置を講じられたい。

【指摘事項】

- 1 歳入の納入の通知に係る納期限は、調定の日から15日以内においてその期日を定めることになっているが、納入通知書の納期限が15日以内に定められていないものがあつた。
＜青森市財務規則第40条第2項＞（教育委員会事務局 総務課）
- 2 歳入の納入の通知に係る納期限は、調定の日から15日以内においてその期日を定めることになっているが、納入通知書の納期限が15日以内に定められていなかった。
＜青森市財務規則第40条第2項＞（教育委員会事務局 文化学習活動推進課）
- 3 歳入の納入の通知に係る納期限は、調定の日から15日以内においてその期日を定めることになっているが、納入通知書の納期限が定められていないものがあつた。
＜青森市財務規則第40条第2項＞（教育委員会事務局 文化遺産課）
- 4 歳入の納入の通知に係る納期限は、調定の日から15日以内においてその期日を定めることになっているが、納入通知書の納期限が15日以内に定められていないものがあつた。
＜青森市財務規則第40条第2項＞（教育委員会事務局 浪岡教育課）